

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第65回会議議事録

日 時	令和7年6月5日（木） 午前10時00分～午前11時25分	
開催場所	市庁舎18階なみき19会議室	
出席者	委 員	松村部会長、村上委員、金井委員、久末委員 (全員WEB会議システムによる出席)
	事 務 局	市民局市民情報室 青木室長、平賀課長、川田係長、小池係長、小倉係長、鈴木係長、ほか関係職員2名
欠席者	板垣委員	
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議 題	オンライン閲覧サービス等の導入に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について	
議事及び決定事項	<p>開会に当たり、部会長が、WEB会議システムによる開催を確認した。</p> <p>条例改正の論点について</p> <p>(事務局) オンライン閲覧サービス等の導入に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について説明（資料(1)に基づき説明）</p> <p>(村上委員) (資料(1)条例改正の論点) ②について、電磁的記録でダウンロードできると説明あったが、データそのものがダウンロードできるのか。 また、（論点）③について、ダウンロードするというのは、具体的には電子メールで送るのか、システムから個人がダウンロードする形なのか。ダウンロードのコストがどのくらいかかるのか。紙であればコピー代は理解できるが、ダウンロードするのに実費、コストがいくらかかるのか説明してほしい。</p> <p>(事務局) (論点) ②については、データをそのままダウンロードできる仕組みを検討している。具体的には各所管課のほうで「これは開示請求でなくてもいい、ホームページでも掲載している。」といったものをシステムに全て集約し、システムの利用者が任意のタイミングで自由にそのままダウンロードできるよう構築する予定。</p> <p>また、（論点）③については、メールではなく、本人確認後にシステム上で閲覧、若しくは手数料納付後ダウ</p>	

シロードできる。行政文書と個人情報の開示請求両方とも同じような仕組みで、システムでの閲覧・ダウンロードができるようなものを構築する。

コストについては、ダウンロードのコストというよりも紙との均衡を図るために前回情報公開条例で、データで渡すものと紙で渡すもの、両方の均衡を取った上で設定したことから、それを個人情報の開示請求にも適用したい。

(村上委員)

(論点) ②についてはよく理解した。PDFしかダウンロードできないと困るかなという考え方で質問した。

(論点) ③について、均衡という観点はあるかもしれないが、ダウンロードの場合それ自体にコストがかからないのであれば、実費という観点からすれば問題ではないか。全体的にシステムのコストと考えれば、正当化する余地はある。ダウンロード自体にコストがかからないのであれば、それに手数料を取るのは問題ではないかと感じる。

(松村部会長)

電子情報の交付の手数料問題は前回の制度運用調査部会でも説明があったように、紙での交付が定量的なものとなっていて、電子情報の場合もそれとのバランスで、定量的に徴収することとなった。もちろん、実費・コストを勘案した場合に違ってきていいのではないかという考え方もある。定量性を探っている場合と、実費を勘案して差を設けている場合とがある。他の自治体の例も吟味したが、横浜ではバランスを取ろうということで、定量的な考えを探った。これについてはパブリックコメントの段階で意見が出たが、その考え方をこの条例では維持し、その前提で今回も手数料額を同額としている。電子情報の手数料について、議会なども含め、何かその後の動きはあるのか。

(事務局)

現時点ではない。

(松村部会長)

情報公開システムで情報を任意提供する場合に、開示請求の対象外とするという考え方について、国はそういう考え方を探っていない。条例の対象になるか否かが情報提供の実務で変わるのは問題ではないか。その点で村上委員は何か考えがあるか。

(村上委員)

全く同じデータがダウンロードできるということであれば、特に二重に認める必要はないと考える。範囲の明確化がクリアできれば問題ないと考える。

	(松村部会長) 他の先生方から質問や意見があるか。
	(久末委員) 条例案自体はいいと思うが、データを生でダウンロードできるということで、利用規約がないと、集中アクセスによるシステムダウンやデータの改ざんが発生すると思うが、そのあたりはどうか。
	(事務局) 現在、開発に当たり事業者と契約の手続の段階だが、利用規約は作成に向けて検討していきたいと考えている。同時アクセスについては50回線くらいを想定し、システムを構築していく予定。
	(松村部会長) 「情報公開システム」という特定のものについての条例上の措置ということによいか。たとえば、東京都などは広くオンラインでの情報提供について対象外にする措置を講じているが、ここはあくまでも情報公開システムを通じて提供する情報に対してのみ開示請求から除外するということか。
	(事務局) そのとおり。所管課のホームページにのみ掲載されているものは引き続き開示請求の対象となるが、あくまで本システムにより提供された情報のみ対象外にしようと考えている。ほかのインターネットで提供している情報とは差別化するような規定を設ける予定である。
	(松村部会長) 情報公開システムというのは条例上で定義規定を置くことによいか。
	(事務局) そのとおり。今後、法制部門とも調整し、ほかのインターネットで提供している情報とは差別化ができるような規定を設けることを想定している。
	(松村部会長) (論点) ①について、オンラインによるものと従来の方法とで請求人に選択の余地があるという前提になるのか。
	(事務局) そのとおり。本システムを活用した閲覧は新しく作る予定だが、従来の方法を無くす予定はない。選択肢を増やすような改正を進める予定。
	(松村部会長) (論点) ②に関して、任意情報提供についての除外規定は、条例17条3項、これは図書館等での情報の提供について除外する規定だが、これでは読めないという考え方。
	(事務局) そのとおり。この条項では今回の対象は読めないため、これにさらにプラスアルファし、システムで提供するものを除外するという規定を各号列記で追加することを想定している。

現行規定では「施設において」という物理的空间を前提としている。今回はオンラインで情報を提供するものであるため、施設という概念が当てはまらないのではと考えた。そのため、規定を一つ追加し、オンラインで提供される情報をあることを明確化したほうがよいだろうと考えている。

(松村部会長) 「施設において市民の利用に供することを目的として収集、整理、保存している」というところに該当しにくいのかなとは思うが、いずれにしろ3項では読めないとことか。

(事務局) そのとおり。当初そこで読もうかとも思ったが、少し乱暴かなと思い、やはり開示請求の対象外というのは結構大きな話なので、きちんとそれが読みとれる規定を置くべきだと考えた。

(松村部会長) 国や他の自治体でもこういった例はあるのか。私の理解では、国ではこういう措置は講じていない。東京都では18条2項で、より広い形で除外している。今回の横浜市の考え方は、ちょうどその中間のところ。他の自治体の状況は知っているか。

(事務局) 東京都は確認している。東京都では特定のシステムに限定せず、インターネットで同等の情報と認められれば適用を除外している。対象の範囲が運用上分かりにくくと考えたため、本システムに限って提供されるものを対象にしようと考えている。他都市については、東京都以外まだ知らないので、場合によっては、次回以降の審査会の資料として準備する。

(松村部会長) 国でも同じような問題があり、一番典型的なのは国土交通省である。地方整備局で、大量の、多いときは5万を超えていたと思うが、開示請求がなされ、大半が入札情報であった。入札したい人が入札に関するいろいろな情報を収集するということで、対応が大変である。開示請求があれば文書を提供すると案内するか、進んでいる整備局では端末を置いておいて、データで入手できるという仕組みをやって、5～6万件が3万件くらいになった。そういう実態がありながら、国の場合、除外するという考え方は一切出てきていない。行政が情報をシステムに載せれば対象外で、外したらまた元に戻るとか、法律の適用範囲が行政の実務でどんどん変わっていくのはおかしいというのもあるかもしれない。

それから、実は、開示請求対象は文書単位で特定されるのが原則というのが最高裁の考え方である。何とかの情報が知りたいといったときに、冊子全体が開示請求の対象になったりする。そうすると冊子全体について部分開示だとかいって作業をやるのは大変なので、相手が欲しい情報の部分だけを抜粋したり作成したりして、情報提供で対応することが現実に行われている。その関連で、横浜市で今考えている情報公開システムを利用して提供される情報とは、具体的にどういうものがあり、どのくらい請求が行われているのか。

(事務局)

現段階では金入り設計書が想定されるのではないか。委託や金入り設計書の開示請求が多く、全部開示になることが多い。システムの完成までにどういう文書が全部開示になりやすく、かつ請求が多いのかは今後調査したい。完成後各所管課にいろいろな情報を提供してもらえるよう、案内したい。

(松村部会長)

自治体にも個人情報保護法が適用されることになって、厄介な問題がある。これまで情報公開条例に基づく開示請求が多かったのは、病院・理美容など保健衛生上の届出である。自治体は情報提供でこなしてきたが、個人情報保護法の保護の対象になり、例外規定に該当しない限り提供できないと個人情報保護委員会は言っていて、自治体は悩んでいる。そういうことについて、横浜市では議論はないのか。

(事務局)

現時点でそうした話を聞いたことはない。あくまで今回は任意の情報提供を想定しており、誰でもアクセスできるものを前提として所管課が作成したものを持たせることを想定している。特定の人にとって、誰にでも渡せる状態に加工して、所管課が渡してもよいと判断したものを載せるシステムにする予定である。

(松村部会長)

東京都の、インターネット等で提供したものは全部除外というのはどうかという気がするが、これはかなり限定されているので、緩和されていると思う。一方では、情報提供施策というのは、それはそれでどんどんやってもらえばいい。あえて開示請求の対象から除かなくても、手数料の問題は出てくるが、実際の開示請求は減るだろうから、あえて除外する必要性はないのではないか。そちらが便利であれば自動的にそちらに流れるだけであり、最初から行政側の実務によって左右されるもの

	を規定しなくてもよいのではないか。
(事務局)	実は、開示請求の実務の中で、今も任意の情報提供はそれぞれの所管課で行っているケースも結構ある。ただし、類型として情報提供できるものについても一度開示請求という手続をしていただき、制度担当課で所管を調べ、所管課が確認し、情報提供できるため取下げをしてもらうといった、調整を要する案件が多い。この解消にもつなげたい。
(松村部会長)	新しく除外することによって、市民に不利益はないのかという観点が必要である。プリントアウトサービスも利用できると説明にあるが、これも有料なのか。
(事務局)	市民情報センターでのプリントアウトサービスは有料である。1枚プリントするのに10円、手数料と同額の金額設定になっている。
(松村部会長)	開示請求をする場合と同じ負担になるということか。
(事務局)	紙で渡す場合はそのとおりである。開示請求の場合も1ページ10円で、市民情報センターのプリントアウトサービスを利用する場合も1ページ10円である。
(松村部会長)	開示請求は電子機器を使用しなくてもできるわけだが、情報デバイスについて難点のある方、肉体的精神的な問題や高齢の方いろいろあると思うが、その点はカバーされているのか。
(事務局)	市民情報センターに端末があり、そこには職員もいる。取扱いに疑義を生じる方がいれば、きちんとご案内して情報にアクセスできるようにし、写しが必要な場合はプリントアウトの教示もする。その点、大きな問題はないと考えている。
(松村部会長)	自宅等のパソコンからでもアクセスできて、情報が入手できるということでいいのか。
(事務局)	そのとおり。
(松村部会長)	その場合も料金を徴収できるシステムが備わるということか。
(事務局)	任意の情報提供システムについては、料金を徴収するという機能はない。市民情報センターのプリントアウトサービスを利用して、その情報を紙で印刷した場合は1ページ10円かかるが、任意の情報システムで情報をダウンロードすることや自宅のパソコンでダウンロードして自宅のプリンタで印刷する分には料金はかからない。
(松村部会長)	(論点) ①の再開示の規定を適用しないことについて

て、オンライン閲覧できる期間は30日間とする予定となっているが、それはどこで規定するのか。

(事務局)

今回の条例改正で閲覧期間について、いつから30日間かを明記する予定。

(松村部会長)

条例で規定されるならば問題はない。個人的にはやはりあえて除外しなくていいと感じないではない。法令上規定されている方が、実務上メリットがあるということであれば、ほかの委員から特に反対意見がなければ、やむを得ないのかなとは思う。あえて除外するメリットはあるのか。

(事務局)

先ほどの説明のように、現状、一旦開示請求書を記載していただき、職員で検索、または所管課につなげるといったプロセスを踏んでいた。除外規定を設けることでそうしたプロセスを省略でき、市民も手間が減る、職員も手数が減る。横浜市では3千から5千という開示請求を受けている中では、そのような手間を減らしていくということは目指していきたい。

(金井委員)

動機としては、これだけ大きな予算をかけて手間をかけてシステムを導入することは、やはり実務上の課題が大きいように感じる。そうしたときに、どちらかというとこのシステムを利用してもらって肩の荷を軽くしたいという方向だと思うが、たとえば窓口で相談して、一つの文書から何枚か取り出してもらってコピーをもらえるのだったら、1枚10円だったらそうすると思う。しかし、もしダウンロード無料なら窓口に来ず、よっぽど大きなファイルでなければ、ネットでダウンロードする。システムを利用してもらうインセンティブづくりを考えたら、ダウンロード無料というのもありだと思う。もう一つは、家にパソコンがない方は、あまり大きなファイルでなければ、公共の場所のパソコンで検索して自分のスマホで取れるということを、機能を付けるまでもなく示唆すれば、そんなに不利益になることもないという気もする。そうしたときに、完全に無料にするかは別として、多少、経済的インセンティブとして、半額にする・割引にするなども、1回検討してもいいのではないか。

(松村部会長)

金井委員の意見を聞きながら、先ほどの村上委員の話も併せて考えると、この情報公開システムでオンライン閲覧をする、ダウンロードは自由にできる、そのときに

行政側の手間はないのにダウンロードするときにお金を請求するのか。

(事務局)

そのとおり。手間という意味では、当然、勝手にデータがシステムに入るわけではなく、黒塗りするところしないところを判断して、加工したものをデータとしてアップロードするという部分は人間の作業として残っている。全くデータをアップロードするのに手間も時間もかかっていないというわけではないことは伝えたい。

(松村部会長)

閲覧までは無料ではないか。今の話は閲覧にかかるまでの負担の内容であって、閲覧までは無料で、その後にそれを請求人が自身の機械と紙を使ってプリントアウトする、ダウンロードするということについて金をとるのか。

(事務局)

システムへのアップロード作業は生じている。

(松村部会長)

家でオンライン申請して、開示がなされたということで文書を見て、その中で自分に必要な部分をダウンロードし、又はプリントアウトしようとすると金がかかるのか。

(事務局)

そういう仕組みで考えている。紙での交付との均衡を図るためにある。

(松村部会長)

しかし、それはあくまでも紙で渡すかデータで渡すかの作業を行政がやっていて、同じ定量的な金額で合意したわけである。システム上閲覧までは無料で、途端にプリントアウトになったら、こちらは何も手間をかけてないのにお金をとるのは大丈夫か。

(事務局)

今も一般の情報公開では、対象文書を電子メールで送る場合も同じ金額を取っている。そのメールで送る作業を今回はシステムから直接請求者がダウンロードする。どちらもオンラインで提供するという意味では同じと考える。

(松村部会長)

メールは送信に行政の多少の関与があるが、システムからのダウンロードに行政の関与はないのではないか。

(事務局)

納付の確認は所管課がしなければならない。そういう手間が、現行のメールでの送付と同様にかかるものと考えている。

(松村部会長)

手数料を取らなければ、確認の手間もない。

(事務局)

現行制度ではメールも従量制の手数料額となってい。それが今度のシステムではダウンロードできるということについて、行政側の業務の差は基本ないと考えて

いる。メールで送信すること、そしてシステムにダウンロード用のデータをアップロードすることの作業自体は同じ。そこに差異がないため、同じ手数料体系とすべきという考え方である。

(金井委員)

手数に差異はないとのことだが、金入り設計書などはまとめて入れておくわけではなく、請求があるごとにそのシステムにアップロードするのか。

(事務局)

金入り設計書は、情報公開システムの中の任意の情報提供の機能を使い、開示請求を経ることなく、無料でお渡しできる情報の一例である。開示請求とは別の制度であり、開示請求しないで無料でダウンロードできる。

一方で情報公開システムには開示請求の対象文書となったものの閲覧、写しの交付など開示の実施の機能を備える予定であり、任意情報提供の機能と分けて運用していく。

任意情報提供の方は、あらかじめ公開されているという状態のもので、開示請求を受けての、電子情報処理組織による交付とは別で考えている。

(金井委員)

ダウンロードが有料になるものであり、従来の情報公開請求などの仕組みから除外されないものというのは、請求ごとにシステム内に所管課が対象文書をアップロードするのか。

(事務局)

そのとおり。そして開示請求者のみにアクセスできるURLを送付し、開示請求者のみがそのデータにアクセスでき、お金を払えばダウンロードできるといった仕組みになる予定である。

(金井委員)

理解した。プリントアウトの紙がないだけで今まで行っていたことをシステム上でやっているだけか。手間も同じというのは、メールでなくシステムに入れ込む手間に代わるだけということでよろしいか。

システムをわざわざ導入する理由はなにか。

(事務局)

今まで遠隔地にいる人に開示請求された文書を渡すには手数料をいただき、メールで送信しており、閲覧だけしたいという場合には窓口までお越しいただく必要があった。これをオンライン上でできるようにするため。また、手数料の支払いについても、今まで市が発行する納付書を持って金融機関の窓口に行っていただく必要があったが、これをオンラインで決済できるようにするため。大きくはこの2点である。

	(金井委員) どちらかといえば、利便性のためか。任意提供情報以外に個別に調整してから公開する情報について、手間は同じであり、事務上の煩雑さからみて新しいシステムに誘導する必要もないということか。
(事務局)	そのとおり。市民の利便性の向上がこのシステムのポイントである。 実際には開示の際に来庁・閲覧、必要な部分の選択、納付後に写しのお渡しといったことをしている。オンラインであれば来庁等の日時調整も不要になり、市民がいつでも見られる環境を整備したいことが第一である。さらに必要なところを選択していただき、電子決済をしていただくと、該当部分の対象行政文書の写しがダウンロードできるといった仕組みを併せて整備していきたいと考えている。
(金井委員)	文書の絞り込みも窓口と同じことをシステムででき、必要なところだけをダウンロード等できるということで理解した。そうならば、ダウンロードを無料にする必要はないと思う。
(松村部会長)	逆にオンライン閲覧したものについて、無料でダウンロードできるとしたら何がまずいのか。
(事務局)	現行条例で定めている手数料の仕組みが2パターンに分かれてしまうのではないかと考える。通常、紙で閲覧した後、電子メールで送る等しており、単純にそれをオンライン上で行うだけであり、オンライン上でも仕組みは同じである。
(松村部会長)	閲覧後にコピーが欲しい場合、それに係る実費をいただくということだとすると、オンライン上も閲覧は無料であり、それ以降のダウンロードは行政側の手間はなく、相手が勝手にやるのだから無料でいいじゃないか、という議論が想定されるがどうか。
(事務局)	今回の写しの交付に対する考え方がどうしても実費に寄ってしまうため、確かに議論は想定している。事務局としては手数料と捉えており、それに係る手間という意味で変わらないと考えている。紙やインクを使うといった実費に対して、電子データはかかるないじゃないかという議論はどうしても発生するものと考えている。手数料としての行政側の手間という考え方の違いということを、今後理解してもらえるよう努力していく。議論があるところをどう答えていくかについて、御指摘いただい

	<p>たことや、金井委員のシステムに誘導するインセンティブとして安くするという考え方などを基に、今後どうするかを事務局で考えていきたい。</p> <p>(松村部会長) 開示文書のオンライン閲覧・ダウンロードについて他都市の情報はあるのか。</p> <p>(事務局) 現在調査中だが、オンラインで無料にしているという事例には行きついでない。電子メール交付が主流で、今回のような閲覧とダウンロードができるといったシステムの前例がないため、情報がない。</p> <p>(松村部会長) 開示が余分に増えるなど、無料にして困ることはあるのか。</p> <p>(事務局) 開示請求が増える心配もある。しかし、市民の利便性向上のためにシステムを開発するため、手数料は現行どおりという考え方である。</p> <p>(松村部会長) 事務局での調査・検討を次回までに用意してほしい。</p> <p>(事務局) 承知した。本日の論点をまとめ、調査して次回御審議頂きたい。</p> <p>(松村部会長) ほかに意見・質問はあるか。</p> <p>(委員) 特になし</p>
特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 情報公開条例等の改正について (2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (3) 横浜市個人情報の保護に関する条例</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回予定：令和7年7月7日（月） 市庁舎18階さくら16会議室 次々回予定：令和7年9月1日（月） 市庁舎18階さくら14会議室</p>

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。